

やまがたフルーツ 150 周年ブース(山形花笠まつり関連イベント「花笠横丁」内) 出店者募集要項

■ 「花笠横丁」の概要

1 開催日時 令和6年8月5日(月)、6日(火)、7日(水) 午後5時～午後9時30分
(7日のみ 午後9時まで)

2 会場

山形市市民会館整備事業用地(旧県民会館跡地)
(所在地:山形市七日町3-1-23)

3 内容

- ・キッチンカー等の出店
- ・協賛ブースの出店(レッドブル・ジャパン(株))
※5日のみ、マルエフカー、GINONブースほか)



※イベントの詳細については、山形市ホームページ

(<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/miryoku/kankojoho/1014202.html>)

をご覧ください。

■ 出店者の募集

1 概要

やまがたフルーツ 150 周年に向けた機運を盛り上げるため、山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会(以下「当協議会」という。)が主体となり、山形花笠まつりの関連イベント「花笠横丁」において、やまがたフルーツ 150 周年のPRブースを設けるに当たり、来場者に県産フルーツを購入する機会を提供することを目的として、PRブース内で県産フルーツ等の販売を行う出店者を募集するもの。

2 募集内容

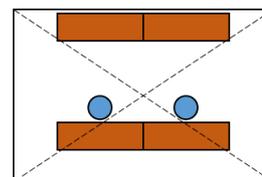
- (1) 出店日時 令和6年8月5日(月)、6日(火)、7日(水)のいずれかの午後5時～午後9時30分(7日のみ 午後9時まで) ※複数日の出店も可
- (2) 出店者数 1日あたり2者まで
- (3) 出店料 1日につき15,000円 ※支払先は「山形県花笠協議会」となります。
- (4) 出店要件 以下のいずれかの内容であること。ただし、原則、食品衛生法に基づく臨時飲食店営業許可が不要な商品の販売に限るものとする。(なお、出店までに臨時飲食店営業許可を自ら取得する場合はこの限りではない。)

①山形県産フルーツ(生果実)の販売

②山形県産フルーツを使った加工食品の販売

- (5) 出店位置 イベント主催者と協議の上、当協議会において決定します。

- (6) 備品 ①テント(LEDチューブライト付き)1張、 **【テントのイメージ】**



②長机4卓、③椅子2脚、④発電機（共用）

※テントサイズ（予定）：5.4m×3.6m

※上記以外の備品は、出店者による持込みとなります。

3 出店申込

(1) 申込資格

申込資格を有するものは、次の要件を全て満たす者とする。

① 県内に店舗又は事務所を有する者

② 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等である者

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 申込方法

出店申込書に必要事項を記入の上、山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会事務局（山形県農林水産部農政企画課内）あて御提出ください。

(3) 申込期限

令和6年7月26日（金）午後5時【必着】

4 出店者の決定

各申込者からの申込内容を確認の上、当協議会において出店者を決定し、令和6年7月29日（月）を目途として速やかにご連絡します。

■出店上の注意事項

1 事故防止及び責任

- ・出店者は、搬入・設営、販売、搬出・撤去などを行う際には、事故防止に十分努めてください。
- ・会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があるとイベント主催者又は当協議会が認めた場合は、必要な対策を要請し、出店の取り止めに要請する場合があります。この場合に掛かる費用について当協議会は負担いたしません。

- ・販売行為に係る保全管理は、出店者が責任を持って行ってください。また、天災、その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷など）については、当協議会は責任を負いません。
- ・出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者が責任を負うこととします。
- ・風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により開催日時の変更又は開催の中止となる場合があります。また、これによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

2 禁止行為

- (1) 他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯及び行為
- (2) 会場内に動物を伴うこと
- (3) 工作物及び物品の破損、又は破損の恐れのある行為
- (4) 寄付金品の募集、承認を受けないでの飲食物等販売及び提供を行うこと
- (5) 出店権の譲渡、転売
- (6) その他会場の管理上支障があると認められる行為